

定 款

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループと称し、英文ではAgora Hospitality Group Co., Ltd.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ホテル、旅館、公衆浴場、リラクゼーション施設、料理飲食店、売店、演劇および映画等の各種興行、遊戯場、スポーツ施設その他施設の、経営・運営・管理およびその請負、ならびに売買、斡旋、企画、開発、コンサルティング
2. 旅行業その他観光事業の経営
3. 国内・海外に於ける不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、開発、マーケティング、コンサルティング
4. 保険代理業
5. 国内・海外に於ける住宅の建設および販売に関する事業
6. 有価証券の保有および運用ならびに投資
7. 企業の経営戦略・再生計画の立案、実施、コンサルティング
8. ホテル、旅館その他施設の会員権の販売、仲介
9. ホテル、旅館その他施設での各種式典、パーティ、催し物の企画、斡旋、運営
10. 軽食、弁当、惣菜等調理食品、飲食品の製造、販売
11. 家庭用電気製品、飲料品、食料品、日用雑貨、衣料品、スポーツ用品、印紙、切手の販売
12. 物品の企画、販売、輸出入およびその運営に関するコンサルティング
13. セミナー、研修等の企画、運営
14. インターネットを利用した情報提供サービス、通信販売、情報提供の仲介およびデジタルコンテンツの制作、販売、保守、管理
15. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
16. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
17. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
18. 前各号に附帯する一切の事業
19. クレジットカード決済代行業者の代理店業務
20. 各種動産ならびにコンピューター・ソフトウェアの販売・リース・保守および使用許諾
21. 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本 店)

当社は本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式の総数）

当社の発行可能株式の総数は、12億株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株の割当を受ける権利

第9条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱および手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の基準日は毎年12月31日とする。

第15条（議 長）

株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が支障あるときは、取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 代表取締役が複数のときは、取締役会の定める順位により、議長となる。

第16条（決議方法）

株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる。株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数で行なう。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。この場合においては、あらかじめ当会社にその代理権を証明する書面を提出することを要する。

第 18 条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結決算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員 数）

当会社の取締役は、3 名以上とする。

第 20 条（選任決議）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任 期）

取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

第 22 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 23 条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者）

当会社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内 1 名を取締役社長とする。

- 2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、ならびに取締役 CEO（最高経営責任者）、取締役 COO（最高執行責任者）および取締役 CFO（最高財務責任者）各 1 名をおくことができる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、さらにこれを短縮することができる。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数によりこれを行う。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第5章 監査役および監査役会

第27条（員 数）

当社の監査役は、3名以上とする。

第28条（選任決議）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。
- 3 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の予選の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。

第29条（任 期）

監査役の任期は、任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第30条（監査役の責任免除）

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする

第31条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、さらにこれを短縮することができる。

第32条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、1月1日より12月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当金の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第35条（中間配当）

当会社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準として中間配当をすることができる。

第36条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第1条（商号）の変更は2021年5月1日をもって効力を生ずるものとし、同日付をもって本附則を削除する。

昭和23年 3月20日	制定
昭和26年10月 5日	一部変更
昭和28年10月17日	一部変更
昭和31年 6月28日	一部変更
昭和32年 6月28日	一部変更
昭和33年 6月27日	一部変更
昭和35年 2月27日	一部変更
昭和37年 2月27日	一部変更
昭和38年 2月27日	一部変更
昭和40年 2月27日	一部変更
昭和42年 2月28日	一部変更
昭和44年 2月28日	一部変更
昭和50年 2月28日	一部変更
昭和57年 3月30日	一部変更
昭和58年 3月30日	一部変更
平成 3年 3月28日	一部変更
平成 6年 3月30日	一部変更
平成 9年 8月26日	一部変更
平成12年 3月30日	一部変更
平成13年10月 1日	一部変更
平成14年 4月 1日	一部変更
平成14年 5月 1日	一部変更
平成15年 3月28日	一部変更
平成16年 3月30日	一部変更
平成17年 3月30日	一部変更
平成18年 3月30日	一部変更
平成19年 3月29日	一部変更
平成21年 3月27日	一部変更

平成24年 3月 29 日	一部変更
平成24年 5月 1 日	一部変更
平成25年 3月 28 日	一部変更
平成28年 3月 30 日	一部変更
平成30年 3月 29 日	一部変更
平成30年 6月 28 日	一部変更
平成30年 8月 1 日	一部変更
令和3年 3月 30 日	一部変更